

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行に係る適合審査料金規則

(目的)

第1条 この規則は、別に定める「一般財団法人にいがた住宅センターグリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務要領」（以下「要領」という。）に基づき一般財団法人にいがた住宅センター（以下「センター」という。）が実施するグリーン住宅ポイント対象住宅判定基準への適合審査業務に係る審査料金（以下「審査料金」という。）について、必要な事項を定める。

(審査料金)

第2条 要領第11条に規定する適合審査料金は、別表に掲げるとおりとする。

2 別表に掲げるもの以外の審査の依頼がある場合は、別途見積りとする。

(審査料金の納入)

第3条 依頼者は、審査料金を振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

(審査料金の返還)

第4条 納入した審査料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(その他)

第5条 証明書を再交付するときの料金は、1通につき1,100円（税込）とする。

(附則) この規則は令和 3年 4月 1日より施行する。

別表

【適合審査料金（一戸建ての住宅（併用住宅を含む））】

表 1

(税込)

申請区分	適用	
	単独の申請依頼の場合	建築基準法第6条の2第1項の規定による確認の申請を併願する場合
外皮面積を計算する方法を用いる場合	33,000 円	16,500 円
外皮面積を計算しない方法を用いる場合	22,000 円	11,000 円

表 2 評価書等^{※1}の写しが添付される場合

(税込)

申請区分	適用	料金
評価書等活用 1	断熱等性能等級 4 以上が証明されるものが添付される場合	16,500 円
評価書等活用 2	断熱等性能等級 4 以上かつ一次エネルギー消費等級 4 以上が証明されるものが添付される場合	6,600 円

※1 グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準の一部への適合が証明できる書類（当センターが発行した評価書等に限る）

注 1 既にセンターから証明書が発行された計画について、業務要領第 6 条の計画の変更をしようとするものに係る適合審査料金の額は、第 2 条で適用された料金の 2 分の 1 の額とする。

注 2 標準設計を用いた複数の住宅に係る技術的審査依頼が、一定期間内に見込めるときで、技術的審査が効率的に実施できるとセンターが判断したときは減額する場合がある。

注 3 別表に定める審査料金に含まれない業務を実施しなければ、審査が行えないとセンターが判断したときは増額する場合がある。